

中国の民法典における知的財産権関連規定

遠藤 誠¹

I はじめに

第十三期全国人民代表大会第三回会議は、2020年5月28日、「中華人民共和国民法典」（以下「民法典」という）を採択した。施行日は、2021年1月1日である。

民法典の編纂作業は6年以上にも渡った。2014年10月23日に中国共産党第十八期第四次中央委員会第4回全体会議において、民法典を編纂する決定が下された。そして、2015年3月から、全人代常務委員会法制工作委员会が、民法典の編纂作業を正式に開始した。

民法典の編纂作業は、民法総則の制定（第一段階）と各則の制定（第二段階）に分けて進行するという方針に従って行われてきた。民法総則が2017年10月1日に施行されたことにより、民法典の編纂作業の第一段階が成し遂げられた。民法典の総則編は民法総則の規定をほぼそのまま踏襲し、一部の条文につき表現を修正しただけにとどまる。そして、各則の編纂作業（第二段階）も成し遂げられ、今回の民法典の採択に至った。

民法典は、①総則、②物権、③契約、④人格権、⑤婚姻家庭、⑥相続、⑦権利侵害責任というように全7編で構成され、附則を加えると合計1260か条からなる。そのうち、知的財産権に密接にかかわる規定は、合計52か条ほどある。

2021年1月1日より民法典が施行されるのに伴い、「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子縁組法」、「担保法」、「契約法」、「物権法」、「権利侵害責任法」、「民法総則」という9つの現行の法律は廃止されることとなる。

以下、総則編、物権編、契約編、権利侵害責任編における主な知的財産権関連規定を紹介する。

なお、本稿の最後に、契約法と民法典の「技術契約」関連規定の対比表を掲載したので、適宜、条文をご参照いただきたい。

II 総則編

総則編は、①基本規定、②自然人、③法人、④非法人組織、⑤民事権利、⑥民事法律行為、⑦代理、⑧民事責任、⑨訴訟時効、⑩期間の計算というように全10章で構成される。その中には、民法総則の条文がそのまま取り入れられている規定が多い。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

民法典の総則編における知的財産権関連規定は、民法典 123 条のみである。同条は、民事主体が享有する知的財産権の種類を定めた規定である。民法典 123 条は、民法総則 123 条の規定をそのまま取り入れたものである。すなわち、人は、①作品、②発明、実用新案、意匠、③商標、④地理的表示、⑤営業秘密、⑥集積回路配置設計、⑦植物新品種、⑧法律の規定するその他の客体についての知的財産権を専有するとされている。

Ⅲ 物権編

民法典の物権編は、①通則、②所有権、③用益物権、④担保物権、⑤占有という 5 つの部分に分けられている。これは、物権法と同じ構成である。民法典の物権編はさらに全 20 章に分けられている。その中で、知的財産権関連規定は、主に質権（第 18 章）に集中して規定されている。

民法典 440 条は、質権を設定できる範囲について規定している。同条 5 号は、物権法 223 条 5 号の条文をそのまま取り入れた。すなわち、譲渡できる登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権における財産権に質権を設定することができる」と規定されている。

民法典 444 条 1 項は、登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権における財産権に対する質権の設定について規定している。すなわち、質権は、関連主管部門で質権設定登録の手続をしたときに設定されると規定されている。民法典 444 条 1 項は、物権法 227 条 1 項に対応する規定である。ただし、物権法 227 条 1 項では、知的財産権における財産権に質権を設定する場合、当事者は書面による契約書を締結しなければならないと規定されているが、民法典 444 条は、当該規定を削除した。

また、民法典 444 条 2 項は、物権法 227 条 2 項の規定をそのまま導入し、質権設定者による処分に関する制限について規定した。

Ⅳ 契約編

1 総説

契約編は、①通則、②典型契約、③準契約という 3 つの部分に分けられ、全 29 章で構成されている。そのうち、通則及び典型契約という 2 つの部分は現行の契約法の総則と各則にそれぞれ対応しており、また、準契約という第 3 の部分は事務管理及び不当利得の関連規定で構成されている。

中国の民法典と日本の民法典は、構成上、いくつかの違いがあるが、その中で注目される 1 つは、債権に関する構成である。日本の民法典では、契約、事務管理、不当利得、不法行為という 4 種類の行為に基づく債権の関連規定が全て債権編に含まれているのに対して、中国の民法典では、債権の関連規定を、契約編と権利侵害責任編に分け、さらに事務管理と不当利得を準契約として契約編に取り入れている。

2 技術契約に関する主な改正点

中国の民法典の契約編は全 526 か条からなり、民法典における条文の数が最も多い。現行の契約法に対して改正を行った規定が 140 か条以上もある。技術契約の関連規定においても、現行の契約法における技術契約の規定に比べて、数多くの改正がなされている。以下、技術契約の関連規定における主な改正点を紹介する。

(1) 民法典 847 条 1 項は、職務技術成果の権利帰属については、契約法 326 条 1 項の規定の大半を取り入れたが、職務技術成果の使用権、譲渡権が法人又は非法人組織に属する場合における職務技術成果の完成者に対する奨励・報酬の付与義務の規定を削除した。

しかしながら、これは法人又は非法人組織が職務技術成果の完成者に対して奨励・報酬を付与する必要がなくなったことを意味するわけではない。そもそも、特許法 16 条、科学技術成果転化促進法 43 条には、発明者、技術成果に寄与した者に対する奨励・報酬について規定されているため、契約法でわざわざ重複して規定する必要はないと考えられたからにすぎない。

(2) 契約法 329 条は、①違法に技術を独占すること、②技術の進歩を妨害すること、及び③他人の技術成果を侵害することを技術契約の無効事由として規定している。これに対し、民法典 850 条は、上記②の「技術の進歩を妨害すること」という無効事由を削除し、①と③の無効事由だけを残した。上記①の「違法に技術を独占すること」という行為は、上記②の「技術の進歩を妨害すること」という結果を招くおそれがあり、また、行為と結果をどちらも無効事由とすることは、条文の曖昧さにつながるおそれがあると考えられたため、上記②の「技術の進歩を妨害すること」という無効事由は削除された。

(3) 技術開発委託契約について、契約法 333 条と 334 条はそれぞれ、委託者の違約責任と受託者の違約責任を規定している。これに対して、民法典 854 条はそれら 2 つの違約責任をまとめて規定した。すなわち、技術開発委託契約の「当事者」が、約定に違反することにより、研究開発業務に停滞、遅延、失敗を招いた場合、違約責任を負わなければならないと規定した。

(4) 委託開発において、開発された技術につき開発者（受託者）が特許を取得した場合、契約法 339 条 1 項は、委託者が「無償で」当該特許を実施できることを規定している。これに対し、民法典 859 条 1 項は、委託者が「法により」当該特許を実施できるというように改正した。当該改正は、技術開発委託に係る実施権の設定については、特許法により一元的に管理しようとしたものと考えられる。

(5) 契約法 342 条 1 項は、「技術譲渡契約は、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密の譲渡、特許実施許諾契約を含む。」と規定していたことから分かるように、従来、「特許実施許諾契約」は「技術譲渡契約」に含まれるとされてきた。しかし、これでは、「譲渡」という概念の範囲が不明確となる。そこで、民法典 863 条 1 項は、「技術譲渡契約は、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密の譲渡等の契約を含む。」と規定する一方、同条 2 項は、「技術許諾契約は、特許実施許諾、技術秘密使用許諾等の契約を含む。」と規定することで、「技術譲渡契約」と「技術許諾契約」の両概念を明確に区別した。

V 権利侵害責任編

権利侵害責任編において最も注目される規定は、懲罰的損害賠償に関する規定である。民法 1185 条は、知的財産権侵害への懲罰的損害賠償に関する根拠規定を定めた。すなわち、情状が重いとき、権利者は、故意による知的財産権侵害者に対して、懲罰的損害賠償を請求できることを規定した。なお、懲罰的損害賠償に関しては、すでに、商標法及び不正競争防止法等で導入済みであり、特許法及び著作権法においても導入予定である。

VI おわりに

中国の民法典中の多くの規定は、現行法から導入され、又は現行法に基づき一部修正されたものであるが、新設された規定も少なくない。民法典の施行は、中国における社会生活、ビジネスに大きな影響を与えていくものといえる。また、2021年1月1日の民法典の施行に伴い、9つの現行法が廃止されることとなり、関連する司法解釈も新たな司法解釈に置き換えられていくものと思われる。

日本企業・日系企業としては、中国の民法典の内容を十分に研究するとともに、民法典に関連する司法解釈や特許法・著作権法等の改正動向にも留意し、中国におけるビジネス活動（知的財産権関連を含む）に適切な対応をとっていく必要がある。

参考 契約法と民法典の「技術契約」関連規定の対比表²

契約法 (全国人民代表大会1999年3月15日制定、 同日公布、1999年10月1日施行)	民法典 (全国人民代表大会2020年5月28日制定、 同日公布、2021年1月1日施行)
第18章 技術契約	第3編 契約 第20章 技術契約

² 対比表における各条文の見出しは、中国語原文には無く、筆者が付したものである。

<p>第1節 一般規定 第322条（技術契約の定義） 技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、コンサルティング及びサービスについて締結する相互間の権利及び義務を確立する契約をいう。</p>	<p>第1節 一般規定 第843条（技術契約の定義） 技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、<u>許諾</u>、コンサルティング及びサービスについて締結する相互間の権利及び義務を確立する契約をいう。</p>
<p>第323条（技術契約の条件） 技術契約の締結は、科学技術の進歩に有益で、科学技術成果の転化、応用及び普及を促進するものでなければならない。</p>	<p>第844条（技術契約の条件） 技術契約の締結は、<u>知的財産権の保護及び</u>科学技術の進歩に有益で、科学技術成果の<u>研究開発</u>、転化、応用及び普及を促進するものでなければならない。</p>
<p>第324条（技術契約の内容） 技術契約の内容は<u>当事者が契約で定め、通常下記の条項を含む。</u></p> <p>(1) プロジェクト名称 (2) 目的物の内容、範囲及び条件 (3) 履行についての計画、進捗、期間、場所、地域及び方式 (4) 技術情報及び資料の秘密保持 (5) 危険責任の負担 (6) 技術成果の帰属及び収益の分配方法 (7) 検収の基準及び方法 (8) 代金、報酬又は使用費並びにその支払方式 (9) 違約金又は損害賠償の計算方法 (10) 紛争解決の方法 (11) 名詞及び専門用語の解釈</p> <p>契約の履行に関わる技術背景資料、フィジビリティ・スタディ及び技術評価報告、プロジェクトの任務書及び計画書、技術標準、技術規範、基本設計及び加工技術文書、並びにその他の技術文書は、当事者の契約の定めに従い契約の構成部分とすることができる。</p> <p>技術契約が特許に関わるときは、発明創造の名称、特許出願者及び特許権者、出願年月日、出願番号、特許番号並びに特許権の有効</p>	<p>第845条（技術契約の内容） 技術契約の内容は通常、<u>プロジェクトの名称、目的物の内容、範囲及び条件、履行についての計画、場所及び方式、技術情報及び資料の秘密保持、技術成果の帰属及び収益の分配方法、検収の基準及び方法、名詞及び専門用語の解釈等の条項を含む。</u></p> <p>契約の履行に関わる技術背景資料、フィジビリティ・スタディ及び技術評価報告、プロジェクトの任務書及び計画書、技術標準、技術規範、基本設計及び加工技術文書、並びにその他の技術文書は、当事者の契約の定めに従い契約の構成部分とすることができる。</p> <p>技術契約が特許に関わるときは、発明創造の名称、特許出願者及び特許権者、出願年月日、出願番号、特許番号並びに特許権の有効</p>

<p>期限を明記しなければならない。</p> <p>第325条（代金、報酬又は使用費の支払方法） 技術契約の代金、報酬又は使用費の支払方法は当事者が契約で定めるものとし、一括計算、一括支払又は一括計算、分割支払を用いることができ、歩合支払又は歩合を支払いかつ予めイニシャルフィーを支払う方式を用いることもできる。</p> <p>契約で歩合支払を定める場合、製品の価格、特許の実施及び技術秘密の使用後新たに増加した製品価値、利潤又は製品販売額の一定の比率に基づき歩合を計算することができる。契約で定める方式に従い計算することもできる。歩合支払の比率は固定比率、毎年増加する比率又は毎年減少する比率を用いることができる。</p> <p>歩合支払を約する場合、当事者は会計帳簿の関連項目の閲覧方法を契約で定め<u>なければならない。</u></p>	<p>期限を明記しなければならない。</p> <p>第846条（代金、報酬又は使用費の支払方法） 技術契約の代金、報酬又は使用費の支払方法は当事者が契約で定めるものとし、一括計算、一括支払又は一括計算、分割支払を用いることができ、歩合支払又は歩合を支払いかつ予めイニシャルフィーを支払う方式を用いることもできる。</p> <p>契約で歩合支払を定める場合、製品の価格、特許の実施及び技術秘密の使用後新たに増加した製品価値、利潤又は製品販売額の一定の比率に基づき歩合を計算することができる。契約で定める方式に従い計算することもできる。歩合支払の比率は固定比率、毎年増加する比率又は毎年減少する比率を用いることができる。</p> <p>歩合支払を約する場合、当事者は会計帳簿の関連項目の閲覧方法を契約で定め<u>ることができる。</u></p>
<p>第326条（職務技術成果の使用権、譲渡権） 職務技術成果の使用権、譲渡権は法人又は<u>その他</u>の組織に属し、法人又は<u>その他</u>の組織は当該職務技術成果につき技術契約を締結することができる。<u>法人又はその他の組織は当該職務技術成果の使用及び譲渡により得た利益から一定の割合を控除し、当該職務技術成果を完成させた個人に奨励又は報酬を与えなければならない。</u>法人又は<u>その他</u>の組織が技術契約を締結し職務技術成果を譲渡するとき、職務技術成果の完成者は同等の条件で優先的に譲り受ける権利を有する。</p> <p>職務技術成果とは、法人又は<u>その他</u>の組織の仕事上の任務を執行し又は主に法人又は<u>その他</u>の組織の物質的、技術的条件を利用して完成させた技術成果のことをいう。</p>	<p>第847条（職務技術成果の使用権、譲渡権） 職務技術成果の使用権、譲渡権は法人又は<u>非法人</u>の組織に属する場合、法人又は<u>非法人</u>の組織は当該職務技術成果につき技術契約を締結することができる。</p> <p>法人又は<u>非法人</u>の組織が技術契約を締結し職務の技術成果を譲渡するとき、職務の技術成果の完成者は同等の条件で優先的に譲り受ける権利を有する。</p> <p>職務技術成果とは、法人又は<u>非法人</u>の組織の仕事上の任務を執行し又は主に法人又は<u>非法人</u>の組織の物質的、技術的条件を利用して完成させた技術成果のことをいう。</p>
<p>第327条（非職務技術成果の使用権、譲渡権）</p>	<p>第848条（非職務技術成果の使用権、譲渡権）</p>

<p>非職務技術成果の使用権、譲渡権は技術成果を完成させた個人に属し、技術成果を完成させた個人は当該非職務技術成果につき技術契約を締結することができる。</p>	<p>非職務技術成果の使用権、譲渡権は技術成果を完成させた個人に属し、技術成果を完成させた個人は当該非職務技術成果につき技術契約を締結することができる。</p>
<p>第328条（完成者の権利）</p> <p>技術成果を完成させた個人は、技術成果に関わる文書に自己が技術成果の完成者であることを明記する権利及び栄誉証書、奨励を受け取る権利を有する。</p>	<p>第849条（完成者の権利）</p> <p>技術成果を完成させた個人は、技術成果に関わる文書に自己が技術成果の完成者であることを明記する権利及び栄誉証書、奨励を受け取る権利を有する。</p>
<p>第329条（技術契約の無効）</p> <p>違法に技術を独占し、<u>技術の進歩を妨げ</u>又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。</p>	<p>第850条（技術契約の無効）</p> <p>違法に技術を独占し、又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。</p>
<p>第2節 技術開発契約</p> <p>第330条（技術開発契約の定義）</p> <p>技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新加工技術又は新材料並びにそのシステムの研究開発について締結する契約をいう。</p> <p>技術開発契約は委託開発契約及び共同開発契約を含む。</p> <p>技術開発契約は書面の方式を用いなければならない。</p> <p>当事者間で<u>産業応用</u>価値を具備する科学技術成果の転化への実施について締結された契約については、技術開発契約の規定を参照して適用する。</p>	<p>第2節 技術開発契約</p> <p>第851条（技術開発契約の定義）</p> <p>技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新加工技術、<u>新品種</u>又は新材料並びにそのシステムの研究開発について締結する契約をいう。</p> <p>技術開発契約は委託開発契約及び共同開発契約を含む。</p> <p>技術開発契約は書面の方式を用いなければならない。</p> <p>当事者間で<u>実用</u>価値を具備する科学技術成果の転化への実施について締結された契約については、技術開発契約の<u>関連</u>規定を参照して適用する。</p>
<p>第331条（委託開発契約の委託人の義務）</p> <p>委託開発契約の委託人は、契約の定めに従い研究開発経費及び報酬を支払い、技術資料<u>及び原始データ</u>を提供し、協力事項を完成し、研究開発の成果を受け取らなければならない。</p>	<p>第852条（委託開発契約の委託人の義務）</p> <p>委託開発契約の委託人は、契約の定めに従い研究開発経費及び報酬を支払い、技術資料を提供し、<u>研究開発要件を提出し</u>、協力事項を完成し、研究開発の成果を受け取らなければならない。</p>
<p>第332条（委託開発契約の研究開発者の義務）</p> <p>委託開発契約の研究開発者は、契約の定めに従い研究開発計画を制定及び実施し、研究</p>	<p>第853条（委託開発契約の研究開発者の義務）</p> <p>委託開発契約の研究開発者は、契約の定めに従い研究開発計画を制定及び実施し、研究</p>

開発経費を合理的に使用し、期限どおりに研究開発任務を完成させ、研究開発成果を引き渡し、関連の技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託人の研究開発成果の会得を援助しなければならない。	開発経費を合理的に使用し、期限どおりに研究開発任務を完成させ、研究開発成果を引き渡し、関連の技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託人の研究開発成果の会得を援助しなければならない。
第333条（委託人の違約責任） 委託人は契約の定めに従い、研究開発任務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合、違約責任を負わなければならない。	第854条（当事者の違約責任） 委託開発契約の当事者は契約の定めに従い、研究開発任務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合、違約責任を負わなければならない。
第334条（研究開発者の違約責任） 研究開発者は契約の定めに従い、研究開発任務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合、違約責任を負わなければならない。	【削除】
第335条（共同開発契約当事者の義務） 共同開発契約の当事者は契約の定めに従い、投資（技術をもってする投資を含む）を行い、研究開発任務に分担して参与し、研究開発業務に協力しなければならない。	第855条（共同開発契約当事者の義務） 共同開発契約の当事者は契約の定めに従い、投資（技術をもってする投資を含む）を行い、研究開発任務に分担して参与し、研究開発業務に協力しなければならない。
第336条（共同開発契約当事者の違約責任） 共同開発契約の当事者は契約の定めに従い、研究開発任務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合、違約責任を負わなければならない。	第856条（共同開発契約当事者の違約責任） 共同開発契約の当事者は契約の定めに従い、研究開発任務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合、違約責任を負わなければならない。
第337条（技術開発契約の解除） 技術開発契約の目的物たる技術がすでに他人によって公開され、これにより技術開発契約の履行意義がなくなった場合、当事者は契約を解除することができる。	第857条（技術開発契約の解除） 技術開発契約の目的物たる技術がすでに他人によって公開され、これにより技術開発契約の履行意義がなくなった場合、当事者は契約を解除することができる。
第338条（研究開発の失敗） 技術開発契約の履行過程において、克服不可能な技術的困難が生じたために研究開発が失敗し又は一部失敗した場合、当該危険責任については当事者が契約で定めるものとする。契約で定めない又は契約の定めが不明確な場合で、本法第61条の規定に照らしても	第858条（研究開発の失敗） 技術開発契約の履行過程において、克服不可能な技術的困難が生じたために研究開発が失敗し又は一部失敗した場合、当該危険については当事者が契約で定めるものとする。契約で定めない又は契約の定めが不明確な場合で、本法第510条の規定に照らしても確

<p>確定できないときは、危険責任は当事者が合理的に分担する。</p> <p>当事者の一方が、前項で規定する研究開発を失敗又は一部失敗させるおそれのある状況を発見したときは、遅滞なく他方当事者に通知しなければならず、かつ適切な損害軽減措置をとらなければならない。遅滞なく他方当事者に通知せずかつ適切な措置を取らず、損害を拡大させたときは、拡大した損害につき責任を負わなければならない。</p>	<p>定できないときは、危険は当事者が合理的に分担する。</p> <p>当事者の一方が、前項で規定する研究開発を失敗又は一部失敗させるおそれのある状況を発見したときは、遅滞なく他方当事者に通知しなければならず、かつ適切な損害軽減措置をとらなければならない。遅滞なく他方当事者に通知せずかつ適切な措置を取らず、損害を拡大させたときは、拡大した損害につき責任を負わなければならない。</p>
<p>第339条（委託開発における特許出願権）</p> <p>委託開発で完成した発明創造については、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は研究開発者に属する。研究開発者が特許権を取得した場合、委託人は当該特許権を無償で実施することができる。</p> <p>研究開発者が特許出願権を譲渡する場合、委託人は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。</p>	<p>第859条（委託開発における特許出願権）</p> <p>委託開発で完成した発明創造については、法律で別途定める又は当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は研究開発者に属する。研究開発者が特許権を取得した場合、委託人は法により当該特許を実施することができる。</p> <p>研究開発者が特許出願権を譲渡する場合、委託人は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。</p>
<p>第340条（共同開発における特許出願権）</p> <p>共同開発で完成した発明創造については、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は共同開発の当事者の共有に属する。一当事者がその共有する特許出願権を譲渡する場合、その他の各当事者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。</p> <p>共同開発の一方当事者がその共有する特許出願権の放棄を表明した場合、他の一方が単独で出願し又はその他の各当事者が共同で出願することができる。出願者が特許権を取得した場合、特許出願権を放棄した一方の当事者は無償で当該特許を実施することができる。</p>	<p>第860条（共同開発における特許出願権）</p> <p>共同開発で完成した発明創造については、特許を出願する権利は共同開発の当事者の共有に属する。一当事者がその共有する特許出願権を譲渡する場合、その他の各当事者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。但し、当事者が契約で別途定める場合を除く。</p> <p>共同開発の一方当事者がその共有する特許出願権の放棄を表明した場合、当事者が契約で別途定める場合を除き、他の一方が単独で出願し又はその他の各当事者が共同で出願することができる。出願者が特許権を取得した場合、特許出願権を放棄した一方の当事者は無償で当該特許を実施することができる。</p>

<p>共同開発の一方当事者が特許出願に同意しない場合、他の一方又はその他の各当事者は特許を出願することはできない。</p>	<p>共同開発の一方当事者が特許出願に同意しない場合、他の一方又はその他の各当事者は特許を出願することはできない。</p>
<p>第341条（成果の使用権・譲渡権・利益分配） 委託開発又は共同開発で完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び<u>利益</u>の配分方法は、当事者が契約で定めるものとする。契約で定めない又は契約の定めが不明確で、本法第61条の規定に照らしても確定できない場合、当事者はいずれもその使用及び譲渡の権利を有するものとする。但し委託開発の研究開発者は研究開発の成果を委託人に引き渡す前においては、研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>第861条（成果の使用権・譲渡権・利益分配） 委託開発又は共同開発で完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び<u>収益</u>の配分方法は、当事者が契約で定めるものとする。契約で定めない又は契約の定めが不明確で、本法第510条の規定に照らしても確定できない場合、<u>同一の技術方案が特許権を付与される前において</u>、当事者はいずれもその使用及び譲渡の権利を有するものとする。但し委託開発の研究開発者は研究開発の成果を委託人に引き渡す前においては、研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。</p>
<p>第3節 技術譲渡契約</p>	<p>第3節 技術譲渡契約及び技術許諾契約 第862条（技術譲渡契約等の定義） <u>技術譲渡契約とは、技術を合法的に有する権利者が、既存の特定の特許、特許出願、技術秘密に関する権利を他人に譲渡するために締結する契約をいう。</u> <u>技術許諾契約とは、技術を合法的に有する権利者が、既存の特定の特許、技術秘密に関する権利をもって他人に実施、使用を許諾するために締結する契約をいう。</u> <u>技術譲渡契約及び技術許諾契約における技術を実施するための専用設備、原材料の提供又は関連技術コンサルティング、技術サービスの提供に関する約定は、契約を構成する一部である。</u></p>
<p>第342条（技術譲渡契約の内容と形式） 技術譲渡契約は、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密の譲渡、<u>特許実施許諾契約を含む。</u> 技術譲渡契約は書面の方式を用いなければ</p>	<p>第863条（技術譲渡契約等の内容と形式） 技術譲渡契約は、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密の譲渡等の契約を含む。 <u>技術許諾契約は、特許実施許諾、技術秘密使用許諾等の契約を含む。</u> 技術譲渡契約<u>及び技術許諾契約</u>は書面の</p>

ばならない。	方式を用いなければならない。
<p>第343条（特許実施・使用範囲の約定）</p> <p>技術譲渡契約には、<u>譲渡人及び譲受人の特許実施又は技術秘密使用の範囲を契約で定めることができる。但し技術競争及び技術発展を制限してはならない。</u></p>	<p>第864条（特許実施・使用範囲の約定）</p> <p>技術譲渡契約<u>及び技術許諾契約には、特許実施又は技術秘密使用の範囲を契約で定めることができる。但し技術競争及び技術発展を制限してはならない。</u></p>
<p>第344条（特許実施許諾契約の有効期間）</p> <p>特許実施許諾契約は、当該特許権の存続<u>期間</u>中のみ有効とする。特許権の有効期限が満了し又は特許権の無効が宣告された場合、特許権者は当該特許につき他人と特許実施許諾契約を締結してはならない。</p>	<p>第865条（特許実施許諾契約の有効期間）</p> <p>特許実施許諾契約は、当該特許権の存続<u>期限</u>中のみ有効とする。特許権の有効期限が満了し又は特許権の無効が宣告された場合、特許権者は当該特許につき他人と特許実施許諾契約を締結してはならない。</p>
<p>第345条（特許実施許諾契約の譲渡人の義務）</p> <p>特許実施許諾契約の<u>譲渡人</u>は、契約の定めに従い<u>譲受人</u>に対し特許実施を許可し、特許実施に関する技術資料を引き渡し、必要な技術指導を行わなければならない。</p>	<p>第866条（特許実施許諾契約の許諾人の義務）</p> <p>特許実施許諾契約の<u>許諾人</u>は、契約の定めに従い<u>被許諾人</u>に対し特許実施を許可し、特許実施に関する技術資料を引き渡し、必要な技術指導を行わなければならない。</p>
<p>第346条（特許実施許諾契約の譲受人の義務）</p> <p>特許実施許諾契約の<u>譲受人</u>は、契約の定めに従って特許を実施しなければならず、契約で定める以外の第三者に当該特許の実施を許可してはならない。また契約の定めに従い使用料を支払わなければならない。</p>	<p>第867条（特許実施許諾契約の被許諾人の義務）</p> <p>特許実施許諾契約の<u>被許諾人</u>は、契約の定めに従って特許を実施しなければならず、契約で定める以外の第三者に当該特許の実施を許可してはならない。また契約の定めに従い使用料を支払わなければならない。</p>
<p>第347条（技術秘密譲渡契約の譲渡人の義務）</p> <p>技術秘密譲渡契約の譲渡人は、契約の定めに従って技術資料を提供し、技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持の義務を負わなければならない。</p>	<p>第868条（技術秘密譲渡契約の譲渡人及び技術秘密使用許諾契約の許諾人の義務）</p> <p>技術秘密譲渡契約の譲渡人<u>及び技術秘密使用許諾契約の許諾人</u>は、契約の定めに従って技術資料を提供し、技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持の義務を負わなければならない。</p> <p><u>前項に定める秘密保持義務は、当事者が契約で別途定める場合を除き、許諾人の特許を出願することを制限しない。</u></p>
<p>第348条（技術秘密譲渡契約の譲受人の義務）</p>	<p>第869条（技術秘密譲渡契約の譲受人及び技術秘密使用許諾契約の被許諾人の義務）</p>

<p>技術秘密譲渡契約の譲受人は、契約の定めに従って技術を使用し、使用料を支払い、秘密保持の義務を負わなければならない。</p>	<p>技術秘密譲渡契約の譲受人及び技術秘密使用許諾契約の被許諾人は、契約の定めに従って技術を使用し、<u>譲渡料</u>、使用料を支払い、秘密保持の義務を負わなければならない。</p>
<p>第349条（技術譲渡契約の譲渡人の義務）</p> <p>技術譲渡契約の譲渡人は、自己が提供する技術の合法的な所有者であることを保証し、かつ提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、契約で定める目標を達成できることを保証しなければならない。</p>	<p>第870条（技術譲渡契約の譲渡人及び技術許諾契約の許諾人の義務）</p> <p>技術譲渡契約の譲渡人及び技術許諾契約の許諾人は、自己が提供する技術の合法的な所有者であることを保証し、かつ提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、契約で定める目標を達成できることを保証しなければならない。</p>
<p>第350条（技術譲渡契約の譲受人の義務）</p> <p>技術譲渡契約の譲受人は、契約で定める範囲及び期限に従って、譲渡人が提供する技術中の未公開の秘密部分について秘密保持の義務を負わなければならない。</p>	<p>第871条（技術譲渡契約の譲受人及び技術許諾契約の被許諾人の義務）</p> <p>技術譲渡契約の譲受人及び技術許諾契約の被許諾人は、契約で定める範囲及び期限に従って、譲渡人、<u>許諾人</u>が提供する技術中の未公開の秘密部分について秘密保持の義務を負わなければならない。</p>
<p>第351条（譲渡人の違約責任）</p> <p><u>譲渡人</u>は、契約の定めどおりに技術を<u>譲渡</u>しない場合、使用料の一部又は全部を返還し、かつ違約責任を負わなければならない。契約で定める範囲を超えて特許を実施し又は技術秘密を使用した場合、契約の定めに従って無断で第三者に対し当該特許の実施又は当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。契約に定める秘密保持の義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。</p>	<p>第872条（許諾人の違約責任）</p> <p><u>許諾人</u>は、契約の定めどおりに技術を<u>許諾</u>しない場合、使用料の一部又は全部を返還し、かつ違約責任を負わなければならない。契約で定める範囲を超えて特許を実施し又は技術秘密を使用した場合、契約の定めに従って無断で第三者に対し当該特許の実施又は当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。契約に定める秘密保持の義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。 <u>譲渡人が違約責任を負う場合、前項の定めを参照適用する。</u></p>
<p>第352条（譲受人の違約責任）</p> <p><u>譲受人</u>は契約の定めに従って使用料を支払わない場合、使用料の不足分を支払い、かつ契約の定めに従い違約金を支払わなければ</p>	<p>第873条（被許諾人と譲受人の違約責任）</p> <p><u>被許諾人</u>は契約の定めに従って使用料を支払わない場合、使用料の不足分を支払い、かつ契約の定めに従い違約金を支払わなければ</p>

<p>ばならない。使用料の不足分を支払わない又は違約金を支払わない場合、特許の実施又は技術秘密の使用を停止し、技術資料を返却し、違約責任を負わなければならない。契約で定める範囲を超えて特許を実施し又は技術秘密を使用した場合、<u>譲渡人</u>の同意を得ることなく第三者に対し無断で当該特許の実施又は当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。契約で定める秘密保持の義務に違反したときは、違約責任を負わなければならない。</p>	<p>ればならない。使用料の不足分を支払わない又は違約金を支払わない場合、特許の実施又は技術秘密の使用を停止し、技術資料を返却し、違約責任を負わなければならない。契約で定める範囲を超えて特許を実施し又は技術秘密を使用した場合、<u>許諾人</u>の同意を得ることなく第三者に対し無断で当該特許の実施又は当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。契約で定める秘密保持の義務に違反したときは、違約責任を負わなければならない。</p> <p><u>譲受人が違約責任を負う場合、前項の定めを参照適用する。</u></p>
<p>第353条（他人の権益侵害） 譲受人が契約の定めに従い特許を実施し、技術秘密を使用することにより、他人の合法的権益を侵害した場合、譲渡人が責任を負う。但し当事者が契約で別途定める場合を除く。</p>	<p>第874条（他人の権益侵害） 譲受人又は<u>被許諾人</u>が契約の定めに従い特許を実施し、技術秘密を使用することにより、他人の合法的権益を侵害した場合、譲渡人又は<u>許諾人</u>が責任を負う。但し当事者が契約で別途定める場合を除く。</p>
<p>第354条（改良成果の約定） 当事者は互惠の原則に従い、<u>技術譲渡契約において</u>、特許実施又は技術秘密使用の後に継続して改良した技術成果の分配方法について契約で定めることができる。契約で定めない又は契約の定めが不明確で、本法第61条の規定に照らしても確定できない場合、一方が継続して改良した技術成果について、その他の当事者はこれを共同で利用する権利を有しない。</p>	<p>第875条（改良成果の約定） 当事者は互惠の原則に従い、特許実施又は技術秘密使用の後に継続して改良した技術成果の分配方法について契約で定めることができる。契約で定めない又は契約の定めが不明確で、本法第510条の規定に照らしても確定できない場合、一方が継続して改良した技術成果について、その他の当事者はこれを共同で利用する権利を有しない。</p>
	<p>第876条（その他の知的財産権への適用） <u>集積回路配置図設計の専有権、植物新品種権、コンピュータ・プログラム著作権等、その他の知的財産権の譲渡及び許諾については、本節の関連規定を参照して適用する。</u></p>
<p>第355条（技術輸出入契約等の規定の適用）</p>	<p>第877条（技術輸出入契約等の規定の適用）</p>

<p>法律、行政法規で技術輸出入契約又は特許、特許出願契約について別途定める場合、当該規定に従う。</p>	<p>法律、行政法規で技術輸出入契約又は特許、特許出願契約について別途定める場合、当該規定に従う。</p>
<p>第4節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約 第356条 (技術コンサルティング契約、技術サービス契約) 技術コンサルティング契約は、<u>特定技術プロジェクトについて提供するフィージビリティ・スタディ、技術予測、専門技術調査、分析評価報告等の契約を含むものとする。</u> 技術サービス契約とは、一方当事者が技術知識をもって他の一方の特定の技術問題を解決するために締結する契約をいい、<u>建設工事契約及び請負契約</u>は含まない。</p>	<p>第4節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約 第878条 (技術コンサルティング契約、技術サービス契約) 技術コンサルティング契約は、<u>当事者の一方が技術知識をもって相手方の特定技術プロジェクトのためにフィージビリティ・スタディ、技術予測、専門技術調査、分析評価報告等を提供するための契約である。</u> 技術サービス契約とは、一方当事者が技術知識をもって他の一方の特定の技術問題を解決するために締結する契約をいい、<u>請負契約及び建設工事契約</u>は含まない。</p>
<p>第357条 (技術コンサルティング契約における委託人の義務) 技術コンサルティング契約の委託人は、契約の定めに従いコンサルティングを依頼する事項を説明し、技術背景資料及び関連技術資料、<u>データ</u>を提供し、受託人の仕事の成果を受領し、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第879条 (技術コンサルティング契約における委託人の義務) 技術コンサルティング契約の委託人は、契約の定めに従いコンサルティングを求める問題を説明し、技術背景資料及び関連技術資料を提供し、受託人の仕事の成果を受領し、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第358条 (技術コンサルティングサービスにおける受託人の義務) 技術コンサルティング契約の受託者は契約で定める期限に従いコンサルティング報告を完成させ又は問題に回答しなければならず、提出するコンサルティング報告は契約で定める要求を満たさなければならない。</p>	<p>第880条 (技術コンサルティングサービスにおける受託人の義務) 技術コンサルティング契約の受託者は契約で定める期限に従いコンサルティング報告を完成させ又は問題に回答しなければならず、提出するコンサルティング報告は契約で定める要求を満たさなければならない。</p>
<p>第359条 (技術コンサルティングサービスにおける委託人及び受託人の違約責任) 技術コンサルティング契約の委託人が必要な資料及び<u>データ</u>を提供する約定に従わず、仕事の進捗及び質に影響を与え、仕事の成果を受領せず又は期限を徒過して受領し</p>	<p>第881条 (技術コンサルティングサービスにおける委託人及び受託人の違約責任) 技術コンサルティング契約の委託人が必要な資料を提供する約定に従わず、仕事の進捗及び質に影響を与え、仕事の成果を受領せず又は期限を徒過して受領した場合、支払済</p>

<p>ても、支払済の報酬の還付を求めることはできず、未払の報酬は支払わなければならない。</p> <p>技術コンサルティング契約の受託人が期限どおりにコンサルティング報告を提出しない又は提出したコンサルティング報告が契約の定めに合致しないときは、報酬の減額又は免除等の違約責任を負わなければならない。</p> <p>技術コンサルティング契約の委託人が、受託人の契約で定める水準を満たすコンサルティング報告及び意見に基づき意思決定をしたことにより生じた損害は、委託人が負わなければならない。但し当事者が契約で別途定める場合を除く。</p>	<p>の報酬の還付を求めることはできず、未払の報酬は支払わなければならない。</p> <p>技術コンサルティング契約の受託人が期限どおりにコンサルティング報告を提出しない又は提出したコンサルティング報告が契約の定めに合致しないときは、報酬の減額又は免除等の違約責任を負わなければならない。</p> <p>技術コンサルティング契約の委託人が、受託人の契約で定める水準を満たすコンサルティング報告及び意見に基づき意思決定をしたことにより生じた損害は、委託人が負わなければならない。但し当事者が契約で別途定める場合を除く。</p>
<p>第360条（技術サービス契約における委託人の義務）</p> <p>技術サービス契約の委託人は、契約の定めに従い仕事の条件を提供し、協力事項を完成させなければならない。仕事の成果を受領しかつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第882条（技術サービス契約における委託人の義務）</p> <p>技術サービス契約の委託人は、契約の定めに従い仕事の条件を提供し、協力事項を完成させなければならない。仕事の成果を受領しかつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第361条（技術サービス契約における受託人の義務）</p> <p>技術サービス契約の受託人は、契約の定めに従いサービス項目を完成させ、技術的問題を解決し、仕事の質を保証し、かつ技術的問題を解決する知識を伝授しなければならない。</p>	<p>第883条（技術サービス契約における受託人の義務）</p> <p>技術サービス契約の受託人は、契約の定めに従いサービス項目を完成させ、技術的問題を解決し、仕事の質を保証し、かつ技術的問題を解決する知識を伝授しなければならない。</p>
<p>第362条（技術サービス契約における委託人及び受託人の違約責任）</p> <p>技術サービス契約の委託人は契約の義務を履行しない又は契約義務の履行が契約の定めに合致せず、仕事の進捗及び質に影響を及ぼし、仕事の成果を受領せず又は期限を徒過して受領した場合、支払済の報酬の還付を求めることはできず、未払の報酬は支払わな</p>	<p>第884条（技術サービス契約における委託人及び受託人の違約責任）</p> <p>技術サービス契約の委託人は契約の義務を履行しない又は契約義務の履行が契約の定めに合致せず、仕事の進捗及び質に影響を及ぼし、仕事の成果を受領せず又は期限を徒過して受領した場合、支払済の報酬の還付を求めることはできず、未払の報酬は支払わな</p>

<p>なければならない。</p> <p>技術サービス契約の受託人は契約の定めどおりにサービス業務を完成させない場合、報酬免除等の違約責任を負わなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>技術サービス契約の受託人は契約の定めどおりにサービス業務を完成させない場合、報酬免除等の違約責任を負わなければならない。</p>
<p>第363条（委託人の資料を用いて受託人が完成させた成果の帰属）</p> <p>技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程で、受託人が委託人の提供した技術資料及び仕事条件を利用して完成させた新たな技術成果は、受託人に帰属するものとする。委託人が受託人の仕事の成果を利用し完成させた新たな技術成果は、委託人に帰属するものとする。当事者が契約で別途定める場合、当該契約の定めに従う。</p>	<p>第885条（委託人の資料を用いて受託人が完成させた成果の帰属）</p> <p>技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程で、受託人が委託人の提供した技術資料及び仕事条件を利用して完成させた新たな技術成果は、受託人に帰属するものとする。委託人が受託人の仕事の成果を利用し完成させた新たな技術成果は、委託人に帰属するものとする。当事者が契約で別途定める場合、当該契約の定めに従う。</p>
	<p>第886条（技術コンサルティング契約と技術サービス契約における費用の負担）</p> <p><u>技術コンサルティング契約及び技術サービス契約において、受託人が正常に仕事を行うのに必要な費用の負担に対し、契約の定めがない又は契約の定めが不明確である場合、受託人がこれを負担する。</u></p>
<p>第364条（技術仲介契約の規定の適用）</p> <p>法律、行政法規で技術仲介契約、技術訓練契約について別途規定するときは、当該規定に従う。</p>	<p>第887条（技術仲介契約の規定の適用）</p> <p>法律、行政法規で技術仲介契約、技術訓練契約について別途規定するときは、当該規定に従う。</p>

※ 初出：『特許ニュース No.15219』（経済産業調査会、2020年、原題は「中国知財の最新動向 第20回 中国の民法典における知的財産権関連規定」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。